



明治四年頃の龍南

高も三高も、後年新設の大學の爲に校域を奪はれ、一高も新向陵駒場への移轉を餘儀なくせられ、四高は舊體依然たるものではあるが、本校に比して、地域も其の半に達せず、加ふるに市井の熱鬧を啣つ之餘り、新築移轉の噂さへあるのに、獨り吾校のみは、何等の不自由もなく、又些の懸念もなく、白川の流と共に長へに、朝には阿蘇の噴煙を望み、夕には金峰の斜陽を仰ぎつつ、青春の三年を夢の間に送り迎へるの幸

福を味つてゐるではないか。

嗚呼、思へば多年、九州に於ける最高學府に來り學べる者にして、孰か胸中無限の光榮と感激とを有しなかつた人があらう。而して其の光榮感激こそ、無形の校風ともなり、校規ともなつて、後進を鞭撻し誘掖しつゝ、あるではないか。國大にして賢材多きが如く、校廣くして人物の輩出せる、亦宜ならずやである。

第四節 入學・學科・程度等に関する相談會

相談會開
催の理由

法令規則の整備せる今日の學校教育は、法令の定むる所、規則の示す所に従つて、適當に善處すればよいのであるが、學制改革直後の事でもあり、且は又、高等中學校なるもの、創始に際しては、之を經驗に徴し、文獻に準るのでなくして、凡てが建設されなければならない。是に於てか本校は、生徒入學に關する諸件や學科程度等を同一にし、又將來氣脈相通するの便を計る爲、九州各縣の尋常中學校長・各縣學務員及び（本校は將來地方税に關係を有するものなれば、最初より）縣會常置委員も、相與に會合して諸事を評議すべきことを、各縣知事に謀り、直にその同意を得たので、二十年八月八日午前八時より、櫻井町の假事務所の階上に於て、熊本縣醫學校長熊谷省三、同附屬病院長大谷周庵。熊本縣屬小野正尊、同藤崎熊雄、同常置委員原田隆道、同嘉悅信之、同白木爲直、阪本淳藏、同小崎義明、同紫藤寛治、同村上一郎。大分縣尋常師範學校長鎌田榮吉、同屬柴田重英。佐賀縣尋常中學校長原口元照、同屬野田啓太郎、同常置委員永田佐次郎、同牛島秀一郎。福岡縣尋常中學校長安田彌藏、同修猷館長隈本有尙、同縣屬川江種信、同柳川橘陸學館教員小幡三郎、同豐津尋常中學校教員島田省一、同常置委員立花親信。長崎縣尋常師範學校長小山健三、同尋常中學校長猪飼麻次郎、同縣屬吉谷龍夫、同常置委員（議長）志波三九郎、同朝長恆三（記録順）の諸氏の參集を得て、相談會を開いたのであるが、その内容に就いては、學校より掲出せる「御相談ノ件」なるものが存してゐる。即ち、

相談會出
席者氏名

御相談の
件と第一
日の討議

一、第五高等中學校學科程度及教科用書ハ務メテ第一高等中學校ト同一ナラシメン事ヲ期ス故ニ當校區域内尋常中學校第三年級以上モ亦タ當校豫科學科ノ程度及教科用書等同一ナラシメハ將來各尋常中學ヨリ當校ヘ無試験ニテ轉學スルノ便ヲ得ヘシ依テ漸次其運ニ相成候様致度右實施上ノ御意見如何

但本文教科用書中得失判然シ第一高等中學校ニ倣ヒ難キモノハ強テ本文ニ泥マス善良ナルモノヲ用キルモ各尋常中學校ト當校ト彼是差違ナキヲ希望ス

右に對しては、次の如き意見が陳べられてゐる。

○豫科學科ヲ設置スルハ弊害ナル議 同意者二名

尋常中學卒業資格ノ價值ヲ失ヒ漸次衰頽ノ運ニ至ラシム

卒業生ニシテ落第セシ者モ豫科ニ入學出來ルトセバ生徒ノ奮發心ヲ阻害ス

○豫科ヲ設置スルノ議

卒業生ヲシテ進退ニ迷ハシムルヲ以テ豫科ニ入學セシメ本科ニ進ムノ準備ヲナサシム

第五高等中學ノ學科程度判然セザレバ生徒ヲシテ入學ノ途ニ迷ハシムルコトアラム

以上議論の末、

○本科落第者入學ノ爲ニ永久ニ尋常五年位ノ學科課程ヲ一學期置クベシ（一學期）同意者十二名

○二ケ年間ニシテ四年五年生ヲ入學セシメ次年ニハ五年丈ヲ許入試全廢ト共ニ廢止ス（二學期）同意者十三名

○初年ニハ三四五年ヲ次年ニハ四五年ヲ末年ニハ五年ノミトシ入試全廢ト共ニ廢止ス（三學期）同意者二名

之を以て第一日を了り、翌九日午前八時より再開せられた。

相設會第
二日の情
況

一、授業料ハ到底第一高等中學校ト同ジク一ケ年本科ハ貳拾圓、豫科ハ拾五圓ノ額ヲ徵收スベキモノトスレド

モ當校ハ創設ノ際ナレバ當分土地ノ情況ヲ斟酌シ其額ヲ定メントス凡ソ幾許ニテ可ナルヤ御見込如何

但徵收期ハ年ニ何回トスベキヤ又毎月トスベキヤ納付ノ便如何

右に對する意見としては、

○各高等中學ヲ通シテ區域外ノ者ハ倍額ニシタシ（原案ノ額ニテ）

○食料ハ月壹圓五拾錢以上貳圓五拾錢以下トシ授業料ハ第一ト同様ニシタシ

○元案ハ月額ニ端數ヲ生ズレバ本科ハ壹圓五拾錢豫科ハ月壹圓年拾貳圓トシ食料ハ差當リ壹圓八拾錢位ニシタ

シ

○本科ヲ拾五圓豫科ヲ拾圓トシ食料ハ貳圓位ト定メタシ

○中學ニテハ三拾錢乃至五拾錢ナルニ同程度ノ豫科ニ於テ高キハ權衡ヲ失ス

○本科豫科同様ニシタシ（區別スル時ハ本科ニハ入ラズシテ退學スル者モ生ズベシ）授業料食料トモ五圓ト定

メタシ（授業料壹圓、食料貳圓五拾錢、書籍代五拾錢、雜費壹圓）

以上の如き意見が出たが、徵收期は毎月とすることに満場一致したのである。

一、當校第一回ノ生徒募集ハ何級何人ト限ラズ單ニ八十人トシ入學ノ上實力ニ應ジ各組ニ編成ノ見込ナリ右八

十人ニテハ入學希望者ニ對シ多寡如何

右に對しては、豫め人數を定めず、試験の上にて決定すべし、との説に賛成者多數であつた。

一、這回ノ募集生ニ限リ入學試験ニ一科若クハ二科ノ成績不充ナルモ他科ノ成績充分ナルモノハ一時試験生トシテ假入學ヲ許シ其短所ヲ追修セシムベキ見込ナリ各尋常中學校ニ於テハ御差支ナキヤ

右に對しては滿場原案に賛成。

一、本科各科目教授ノ準備ヲ急グト雖創設ノ際ナレバ同一ニ完備ヲ期シ難シ因テ地方希望者ノ最も多キ科目ヲ先ニシ其準備ニ着手セントス法醫工文理ノ中孰レガ最も望ミ多キヤ

右に對して、大分縣は理・文・工・法・醫の順、佐賀縣は法・工・醫・文・理の順、熊本縣は法・文・醫・理・工の順、福岡縣は法・工・醫・理・文の順、長崎縣は醫・理・法・工・文の順であつたが、これは現下の好尚なれば、なほ將來の誘導には何を先にすべきか、の質問に對して、福岡は理科、大分は工・理の二科、熊本は理科、長崎は理・工の二科、佐賀は理・工の二科であつた。かくの如く各縣に於てその希望を異にするは如何、其の障害となるものは如何、との質問に對しては、衣食の道に窮する爲に速成を欲すと答へた者、父兄教養の遺傳と答へた者、易に付くの小成をかたち作ると答へた者があつた。更に學校側は、以上の理由にて、今回準備の點に於ては、孰れを先にすべきか、の問を發したが、それに對して、醫・工・理を先にすべしと説く者十三名、法・文を先にすべしと説く者六名であつた。

一、勅令第十五號第三條ニ據リ高等中學校本科卒業ノ上履修スベキ分科ヲ要スベキヤ若シ之ヲ要ストセバ地方ノ情況ニ於テ法・醫・工・文・理ノ各科及農業・商業ノ中孰レヲ必要トスベキ乎御見込如何

右に對しては、分科を置かずと説く者一人、醫科を置くとする者十八名、法・文・農の三科を置くとする者一人、農の一科を置くとする者一人であつた。

一、第一高等中學校ノ實況ニ據レバ理化學器械等ノ準備費用凡ソ四五萬圓ナラデハ完備シ難シト思考ス抑モ本ズト思考ス之ニ就テ御明案ナキヤ如何

校建築費ハ既ニ熊本縣會ノ議定スル所トナリ人員凡四五百人ヲ容ルベキ寄宿舎ハ勿論其人員ヲ教授スベキ壯麗ナル校舎建築ニ對シテハ寸分ノ憂ナシト雖モ前顯器械費ノ供給方法ハ如何ニシテ可ナル乎尤モ苦慮スル所若シ彌久此準備ヲ得ザレバ子弟教養ノ成績ニ於テ不完全ヲ見ルハ理ノ免レザル所ナリ然ルニ當校ニ當ツル國庫費ハ本年度ニ於テ僅ニ一萬圓ニシテ此末多少ノ増額アルモ教品給料等ノ常費ニ當ツルニ過ギストノ見込ナリ就テハ右器械費ハ高等中學校費支辦法ニ據リ年々之ヲ徴收スルカ若クハ一時有志ノ寄附ヲ希望セザルヲ得ズト思考ス之ニ就テ御明案ナキヤ如何

右に對しては、本案寄附のことには見込なく、必ず勅令によらねばならぬとの義にて、別に異議も出でなかつたらしい。かくして第二日を了り、第三日は十日午前九時開會、出席者二十三人で、會員中よりの發議に係る定期會の件に就いて協議する所があつたが、九州各縣各尋常中學校長教員及び之に準ずる學校長教員の會合は、高等中學校に入學する者の爲に、學科程度を同一にする諸協議上便利なれば、毎年一回、熊本に於て會議を開くことゝすることに相談纏まり、十時二十分を以て、この意義深き第一回の相談會を了つたのである。

因みにこの會合の際、學校側は口頭を以て、

一、當校建築所ノ義ハ永遠ニ傳ハルモノナレバ充分撰バザルヲ得ズ故ニ右見込ノ地所ハ數ヶ所有之ニ付一應御點見御評判ヲ願ヒタシ

一、募集生徒ハ尋常中學ニ在學スト否トニ拘ハラズ志願者ノ範圍ヲ定メザル見込

一、八月二日高等中學經費支辨ノ方法公布相成候趣ニ付一兩日中ニハ官報來着スベクト存候ニ付右ニ對シ御相

相談會第
三日の情
況

談等致スベク義モ可有之ト存候間此趣御含置之様願度

一、英語ヲ學バザルモ獨逸語ノ出來得ルモノハ他生徒同様試験ヲ遂ゲ入學ノ後チ英語ヲ追修セシムル見込ナリ
 一、或ル所ニテ尋常中學第二年ノ學科ヲ履修セシ生徒ニ接シ談話ナセシニ二十六七八互ニ言語ノ通セザル事アリ其人ハ隨分伶俐ナル様ニ見受タレドモ言語ノ通セザルニハ頗ル困却セリ因テ其生徒ニ質セシニ學校ニ於テ殊更ニ言語ヲ可否セラル、事ハナシト云ヘリ當高等中學校ニ轉ズベキ生徒ハ勿論尋常中學ニ於テモ言語ハ普通ノ事ヲ理解セザレバ教授上困難而已ナラズ他日實地ニ運用スルトキ差支多カルベシ

一、敬禮法ヲ同一ニ致シタシ

など、學校の希望と意の在る所とを示したる後、餘談として、

一、高等中學生徒及各尋常中學校生徒兵式體操ニ熟シ武兵仕込ノ實力ヲ得ルニ至レバ民間ニ於テ十五年乃至二十年ノ有志者ヲ以テ私立體育會ヲ組織シ凡ソ一週一度位右會員ヲ學校ニ集メ教員生徒相協力シテ兵式體操ヲ教授セバ學校ニ入ラザル子弟モ漸次身體ヲ強壯ナラシメ萬般ニ對シ利益僅少ナラズト信ズ幸ニ御同感ナラバ互ニ此會ノ創設ヲ各地ニ見ルノ盡力致度(已上原文)

と述べてゐるが、如何にも體育を以て世に聞えた野村校長らしい希望である。而してその時示された諸參考資料を掲げて見れば左の通りである。

體育會組織の提唱

第一高等中學校(豫科)學科及教科書一覽表

倫理	第三級	第二級	第一級
論語 (英獨佛同斷)	論語 (同上)	大學、中庸 (同上)	大學、中庸 (同上)
和漢文類、通鑑要略 (英獨佛同斷)	史記傳抄、文章軌範 (同上)	八大家文集 (同上)	八大家文集 (同上)
第一外國語	第一外國語	第一外國語	第一外國語
(英) チェンバー氏 第五本 スマイルス氏 自助論 スキントン氏 大文法書 リウベン、ナツケ 第四讀本 ホツブ 第五讀本 エンゲリンフヘヒネル 第三讀本 ボーネ 第一讀本 ハイゼ 第二讀本 ベツケル 文典 リンソン氏 文典 シュクドレ氏 中古史	(英) マコレイ氏 フレデリック・ゼ、グレートノ傳 (獨) ホツブ 第五讀本 リウベン 第五讀本 ボーネ 第二讀本 ハイゼ 文典 リルケ 文典	(英) Seven British Classics; Vicar of Wakefield; etc. (獨) ホツブ 第三讀本 エンゲソン 第五讀本 シルレル 文集	(英) モーレー 小地理書 (獨) タニール 地理書 (佛) コルタンベル 近世地理
地理	大槻氏 日本地誌要略		

物	博	數	歴
理	物	學	史
	(英) スチール氏衛生生理學	代數 トドハン カシブリ タノ代 カンブリ 英 シヨブネ カンブリ 佛 アミオ幾 幾何 一幾 リ一幾	(英獨佛同斷) 十八史略 石村貞一著 元明清史略 (同上) 國史要
		第三級ト同ジ	
			(佛)(獨)(英)
			スキントン萬國史 アントレー萬國史ウエルベ ル萬國歴史 ヂユクドレー萬國史 トドハンター三角術 スピツチ三角術 ベンジ一三角術 ニコルソン氏動物書 グレー氏植物書 スチーワルト氏物理書 ミユルレル氏物理書 チャソン氏物理書

第二外國語化學圖畫體操ニハ書名ナシ

熊本縣下各學校一ヶ月諸費目調

授業料	熊本尋常中學校	熊本師範學校	熊本醫學學校	濟々
食費	四〇〇厘	ナシ	六〇〇厘	五〇〇厘
書籍費	一六五〇 油代共 二五〇	一八〇〇 ナシ	一六〇〇 別紙	一二五〇 五〇〇

熊本縣下
各學校一
ヶ月諸費
目調

帽子代	五八	ナシ	□	六二・五
被服代	六六六	一一四六 印共	五八三	一二五 巡查古着 一圓五十
靴代	二五〇	〃	一六六	ナシ 間ニ所持スト雖古靴
靴下代	五八		□	ナシ
筆紙墨代	三〇〇	四七六△印並油	一六〇〇□印並油	三〇〇△印並油
洗濯代	八三	六〇八 修繕共	□	△
湯錢	八三	△	□	一〇〇
下駄傘代	、	ナシ	□	二五〇
交際費	、	四三 但 日當	□	二〇〇
合計	三七九八	四〇七三	四五四九 (書籍費外)	三二八七・五

熊本醫學
校書籍代

熊本醫學校書籍代

豫科ヨリ本科四級末期迄

- 一、植物學 壹圓許
- 一、動物學 壹圓二三十錢許
- 一、解剖學 四圓四五十錢許
- 一、同圖式 七圓許

- 一、化學 三圓四五十錢許
- 一、物理學 三圓五十錢許
- 三級より一級迄

- 一、生理學 二圓四五十錢許
- 一、組織學 三圓許
- 一、内科學 四圓二三十錢許
- 一、外科學 十四五圓許
- 一、衛生學 二圓許
- 一、裁判學 二圓許

其他産婦ノ一科眼科書等ヲ要スル事アレドモ當時ハ筆記ヲ以テス

右大略ノ經費トスルモ爾後卒業免狀ヲ授與スル迄ニ六、七月ノ費用ヲ要スル者ナリ

既にして明治二十年九月九日には、勅令第四十六號を以て、高等中學校設置區域内府縣委員會規則第六條を公布せられた。其の第一條には、「委員會ハ九月若クハ十月ニ於テ高等中學校所在ノ府縣廳下ニ之ヲ開ク其開閉ハ該學校設置區域内各府縣知事協議ノ上開會地ノ府縣知事ヨリ之ヲ命ス會期ハ七日以内トス但各府縣知事協議ノ上内務大臣ノ認可ヲ得テ開會ノ場所ヲ變更スルコトヲ得」と定められ、その議定の結果に就いては第二條に、「委員ハ通常府縣會議ノ初メ委員會ニ於テ議定シタル事件ノ要領ヲ報告スヘシ」と定められ、委員の任期は、第三條に、

設置區域
内府縣委
員會規則
公布

一會期限り再選することを得べき旨を示され、委員會の書記は、第四條を以て、開會地の府縣知事其廳の屬官若くは雇員中より選任すべく、同會の諸費は、之を各府縣に平分し、其府縣會議諸費より支辨すべきことと規定されてゐる。而して本校關係の委員會に就いては、旅費その他雜費等に關して種々協議決定してゐるのであるが、校史と直接の交渉を有しないので省略する。